

# 兵庫県公報

平成24年3月9日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

公安委員会規則	ページ
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 .....	1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）

インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯を始めとした情報技術を利用する犯罪の対策をより一層強力に推進するとともに、効率的な組織運営を図るため、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

## 公安委員会規則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月9日

兵庫県公安委員会  
委員長 下村 俊子

### 兵庫県公安委員会規則第1号

#### 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第24条中「5課」を「6課」に、「少年捜査課」を「少年捜査課」に改める。  
サイバー犯罪対策課

第25条中第10号及び第11号を削り、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可及び取締りに関すること。

第25条中第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第27条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第28条の3を第28条の4とし、第28条の2の次に次の1条を加える。

(サイバー犯罪対策課)

第28条の3 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (4) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
- (5) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の運用に関すること。
- (6) インターネット異性紹介事業の届出の受理及び取締りに関すること。

第31条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

#### 附則

この規則は、平成24年3月22日から施行する。ただし、第31条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。